

前橋市市税条例等の改正の専決処分について（報告第1号）

市民税課・資産税課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

2 主な内容

(1) 個人市民税

住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達される時までに提出された申告書にその記載があること等の要件を廃止し、特別特定取得（その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10パーセントである場合の住宅の取得）をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除期間（現行10年間）を3年間延長する。

(2) 法人市民税

法人市民税の申告納付を定める規定において、大法人に係る申告書の電子情報処理組織による提出が義務化されることに伴い、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合等に、申告書等の提出方法を柔軟化することとする規定を加える。

(3) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

イ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者が提出する申告書の記載事項等について定める。

(4) 軽自動車税

軽自動車税の税率の特例を定める規定において、地方税法の引用条項を改め、グリーン化特例（軽課及び重課）に係る規定を整備する。

(5) 都市計画税

わがまち特例の割合を定める規定において、地方税法の引用条項を改める。

3 施行日

平成31年4月1日

住宅借入金等特別税額控除の概要

今回の改正により延長される控除期間においては、前年分の所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、翌年度の個人住民税額から控除される。

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成26年4月～令和3年12月	※今回の改正 令和元年10月～令和2年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	13年

※ 平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%の場合の金額

※ 消費税10%が適用される住宅の取得等をして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合が対象

現行の住宅ローン減税：入居1～10年目

(ローン残高：最大4,000万円)の1%を控除(最大40万円)

入居日	H31.1.1～R1.9.30
課税年度	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

控除期間10年

今回の改正

入居日	R1.10.1～R1.12.31
課税年度	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

控除期間10年

+ 3年

入居日	R2.1.1～R2.12.31
課税年度	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

控除期間10年

+ 3年

控除期間を3年延長

消費税率2%引上げの負担に着目し、

建物購入価格の2% (2/3% × 3年間) の範囲で減税